



～サービスのおさらい編～

新しい仕事・新しい職場に慣れ始める中で、見落としがちな内容・手続についてケースごとにおさらいします。

Q 校長あてに教育委員会から社会教育委員への就任依頼があった。報酬が出るみたいなんだけど、手続って必要なのかな・・・？



報酬を得て他の業務に従事するときには、
「営利企業従事等許可」 または、 **「教育に関する兼職の承認」**
を得る必要があります。



また、
管理職員が5,000円を超える報酬の支払いを受けたときは、
「贈与等報告書」 の提出が必要です。

★詳しくは「そこが知りたい！“サービス制度”」のバックナンバーを参照
👉 Vol.1「営利企業従事等許可編①」 Vol.2「営利企業従事等許可編②」
Vol.3「教育に関する兼職の承認編」 Vol.4「贈与等報告編」

Q 病気休暇を承認する際に「診断書」って必ず必要なの？



取得しようとしている病気休暇が「連続する8日以上」または
「取得予定日の前1か月間に、5日以上の病気休暇を取得していた」場合には、
『証明書類』 の提出が必要です。

★詳しくは「そこが知りたい！“サービス制度”」のバックナンバーを参照
👉 Vol.9「病気休暇の通算（誤ったら危険）」

Q サッカー部の顧問の先生が、高体連主催の大会（サッカー）の審判業務を依頼された。サービス上の取扱いは、職務（仕事）になるの？ それとも年休になるの？



自校サッカー部が学校の管理下において出場する大会
または、自校サッカー部が出場しなくても、
他の道立学校が学校の管理下において出場する大会 であれば
審判等の運営業務に従事する場合は **「職専免」** です。

※自校の管理下において行われる活動で、自校の生徒が参加する大会等のうち、
生徒等の大会等への参加に関わるものは「職務」、大会運営に関わるものは「職専免」
※他校の管理下において行われる活動で、
他校の生徒が参加する大会等の運営に関わるものであれば「職専免」
⇒いずれにも該当しない場合は「年次有給休暇」

★詳しくは「そこが知りたい！“サービス制度”」のバックナンバーを参照
👉 Vol.5「職務に専念する義務の免除（職専免）編」
Vol.12「職務に専念する義務の免除（職専免）編②」

そこが知りたい！“サービス制度”のバックナンバーは教職員課HP上でも公開中！！
<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/l25685.html>

皆さんの「そこが知りたい！」を募集します！URLまたはQRコードからご応募ください！（道立学校のみ）

（応募用URL⇒<https://www.harj.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=00r00Wna>）

※応募数や内容によって掲載できない場合があります。あらかじめ御了承ください。



QRコードは
(株)デンソーウェーブ
の登録商標です